

50周年式典挨拶

宮城県行政書士会
会長 佐々木 政勝

皆さん、新年おめでとうございます。

こういう環境下での開催は、十分な感染症対策を講じているものの、お声掛けすることには大変心苦しく思っておりました。しかし、こうした環境下にも拘わらず、宮城県知事村井嘉浩様はじめ、多勢のご来賓のご臨席を賜りました。ようこそお越しくございました。

こうして、参集の会員と共に設立50年を祝うことは無上の喜びです。できるだけ短い時間の開催を心掛けて参ります。よろしく願い申し上げます。

思えば、昭和28年、任意団体として、14人の有志の先生で始められた時から数えると、68年の歳月になります。この間、先達お一人お一人が業務を行い、行政書士制度の維持発展のため、様々な会の事業を整備して来られました。

法改正があり、東日本大震災があり、どんなご努力が、どんなご苦勞があったかと、想いを馳せると、自ずと深い尊敬と感謝の念が、湧き上がります。

宮城県行政書士会は、基本理念に「行政書士制度の維持発展」を、そして、3つの基本方針「研修事業の充実、自らを律する事業、社会に働きかける事業」を掲げました。図らずも50周年に遭遇した私達は、つぎの50年を担う後輩たちにバトンを渡す使命を果たして参ります。

これからの半世紀は気候変動、海洋汚染、中国、ロシアの動静、財政破綻、地震、自然災害の多発と、かつて無い困難が待ち受けています。

また、新型コロナウイルスのパンデミックは、資本主義、文明のあり様を再考させ、わたしたちの進化を促しているかのような思いすらします。

その解決のキーワードの一つが「利他の精神」ではないか、と考えています。

昨年6月4日、行政書士法の改正が施行されました。

一人で法人を作れるようになったこと。もう一つ、私達は、「国民の権利利益の実現」のために働くことが明示されました。

10月4日には、宮城県議会行政書士議員連盟、中山会長方のご尽力によって、宮城県議会において、行政書士法の遵守を求める請願が、採択されています。

この請願の意図は、行政書士が関わり、行政手続きの適正化を図ることによって、実は、県民申請者にとっても、行政庁にとっても有益であることに、気付いて頂くことにあります。

そもそも行政書士業務は、依頼者の「権利利益の実現」が内包されています。私たちの業務は依頼者を利するものばかりです。

つまり、私たちが日々仕事することは、「利他の精神」を体現していることとなります。

私達は、この社会的責任を持って、地域に密着したという意味合いでは「町医者」を、幅広い業務を担うという意味合いでは「総合医」を、目指して参ります。50周年という節目に、こうしたことをお誓いしたいと思います。

今後ともご指導ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

結びに、お集まりの皆様のご健勝をお祈り申し上げ、ご挨拶とします。

なお、細やかですが、記念品、お土産をご用意しておりますので、お帰り際は、お忘れなくお受け取りください。

本日は、お越し下さいまして誠に有難うございます。

令和4年1月29日

ご臨席賜りまして誠にありがとうございました。

来賓 21名：宮城県知事、仙台、塩竈市長、日行連会長、国会議員13名、県議会議員、議連会長